

秘密保持契約書

国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「甲」という。)と、〇〇株式会社(以下「乙」という。)とは、〇〇〇〇〇【具体的な検討内容を記載】に関する共同研究の可能性の検討(以下「本件目的」という。)にあたり、甲・乙双方が相手方に対して開示する秘密情報の取扱いに関し、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(定義)

第1条 本契約において使用する秘密情報とは、技術上、事業上およびその他一切の情報であって、次の各号の一に該当するものをいう。

- 一 甲および乙が相手方から本契約に係り開示された情報であって、秘密である旨の表示がなされている資料(書類、電子データを格納した電子媒体等の有体物および電子メールを含む)に記録されたもの。
 - 二 甲および乙が相手方から本契約に係り開示された情報であって、口頭で開示され、かつ開示に際し秘密である旨明示され、開示後30日以内に書面で相手方に対して通知されたもの。
- 2 前項に基づき定義された秘密情報は、次の各号の一に該当することが客観的に立証できる情報は、含まないものとする。
- 一 相手方から開示を受ける前に既に保有し、または第三者から秘密保持の義務を負うことなく入手していたもの。
 - 二 相手方から開示を受ける前に既に公知または公用となっているもの。
 - 三 相手方から開示を受けた後に、当事者の責によらず公知となったもの。
 - 四 相手方から開示を受けた後に、正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を負うことなく適法に入手したもの。
 - 五 書面により相手方から事前の承諾を得たもの。
 - 六 相手方から開示された秘密情報に基づかず、独自に開発したもの。

(目的外使用の禁止)

第2条 甲および乙は、本件目的の範囲内でのみ相手方の秘密情報を使用できるものとする。ただし、本契約終了後は相手方の秘密情報を使用してはならないものとする。

(秘密保持)

第3条 甲および乙は、相手方の秘密情報について、厳に秘密を保持するものとし、書面による相手方の事前の承諾なくして、第三者に漏洩しないものとする。

2 本契約の内容およびその締結の事実は、前項に準じて秘密保持されるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず甲および乙は、裁判所または行政機関から法令、判決、決

定または命令により開示が要求された場合は、当該裁判所または行政機関に対し、本契約の内容および相手方の秘密情報を開示・提供することができる。ただし、この場合、開示を要求された甲または乙は、裁判所等の命令が発令された旨を相手方に通知するとともに、開示・提供する秘密情報の範囲を必要最小限にとどめ、法令上可能な範囲で秘密を保持するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(秘密情報の管理および義務)

第4条 甲および乙は、相手方の秘密情報の管理について、取扱い責任者を定め厳重に管理する。

2 甲および乙は、本件目的に携わる各々の従業員に対してのみ、相手方の秘密情報を開示するものとし、開示に際し、相手方の秘密情報が秘密を保持すべき事項であることを明示するとともに、それぞれ自己が本契約に基づき負うと同様の義務を当該従業員が負うことにつき一切の責任を負う。

(複製の制限)

第5条 甲および乙は、本件目的の範囲を超える目的のために相手方の秘密情報の一部または全部を複製してはならない。

(秘密情報の瑕疵担保責任)

第6条 甲および乙は、相手方に対し、秘密情報に瑕疵があった場合でも、瑕疵担保責任を含む一切の責任を負わないものとし、それらについて一切の明示または黙示の保証をしないものとする。

(発明等の取扱い)

第7条 甲または乙が相手方から開示された秘密情報に基づいて発明、考案、または意匠の創作等をなしたときは、甲または乙は、直ちに相手方に対し通知するものとし、権利の帰属、取扱い等について別途協議の上決定する。

(損害賠償等)

第8条 甲または乙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方の秘密情報を漏洩した場合には、相手方に対する損害賠償責任を負い、相手方の秘密情報を記載した書類の回収等の適切な処置を講ずるとともに、相手方の秘密情報の漏洩を最小限にとどめるよう善後措置に最善を尽くすものとする。

(契約期間)

第9条 本契約の有効期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から本件目的が終了し、共同研究

契約の締結される日または平成〇〇年〇〇月〇〇日の内早く到来する日までとする。ただし、甲乙の書面による合意の上、延長または短縮できるものとする。

(残存条項)

第10条 本契約の終了にかかわらず、第2条乃至第5条、第7条および第11条の規定は、本契約の終了の日から〇年間有効に存続するものとし、第6条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

(契約終了時の措置)

第11条 甲および乙は、本契約が終了した場合、相手方からの別段の指示がない限り、速やかに相手方の秘密情報の全て（複製物を含む）を返却または破棄するものとする。

(管轄裁判所)

第12条 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第13条 本契約に定めのない事項および本契約の条項に関し疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、互譲協調の精神をもってその解決にあたるものとする。

本契約締結の証として、契約書正本2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
国立研究開発法人産業技術総合研究所
理事長 中 鉢 良 治

乙 所在地
〇〇株式会社
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○